

様式第1号(第2条関係)

決 裁 蘭							
	課 長	副課長	副課長	専門員	館 長	企画員	係

<p>農村環境改善センター利用許可申請書</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>日高川町長 久留米 啓史 様</p> <p style="text-align: right;">住 所 申請者 氏 名 電話番号</p> <p>次のとおり、利用いたしたく申請します。 尚、この申請書の利用については、暴力団の活動を助長し、又は、暴力団の運営に資するものではありません。 御許可の上は、施設の諸規定を遵守します。</p>	
利 用 日 時	<p>令和 年 月 日 午前 時 分から</p> <p>令和 年 月 日 午後 時 分まで</p>
利 用 施 設	ロビー ・ 視聴覚室 ・ 和室 ・ 大会議室
利 用 目 的	
利用団体及び予定人員	
利 用 責 任 者	(連絡先)
使 用 料	
減 免 理 由	
備 考	

号	
令和 年 月 日	
農村環境改善センター利用許可書	
様	
日高川町長 久留米 啓史	
次のとおり、許可します。	
利 用 日 時	<p style="text-align: right;">午前</p> <p>令和 年 月 日 時 分から</p> <p style="text-align: right;">午後</p> <p>令和 年 月 日 時 分まで</p> <p style="text-align: right;">午後</p>
利 用 施 設	ロビー ・ 視聴覚室 ・ 和室 ・ 大会議室
利 用 目 的	
利用団体及び予定人員	
利 用 責 任 者	(連絡先)
使 用 料	
減 免 理 由	
備 考	

<利用条件>

- (1) 利用施設等を毀損したときは、弁償すること。
- (2) 利用後の後片付け及び清掃は、確実に実施すること。
- (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものでないこと。
- (4) 開館時間内(8:30~17:15)に鍵を取りに来られない場合は利用できなくなります。
- (5) 選挙等公的な利用申請が入った場合は、許可後出会っても日時を変更して頂くことがあります。
- (6) 前5号に掲げるもののほか、管理者の指示に従うこと。